

産 商 商 第 1 9 号

平成17年6月16日

北大路都市開発株式会社
管財人 岡田 元也 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成16年11月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
キタオオジタウン
京都市北区小山北上総町49番地1外

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施により，周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

今後は，法第10条に規定するところにより，また，周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっては，周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い，当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が、平日24,759台、休日20,453台（平成11年度交通センサス、観測時点番号1040左京区下鴨上川原町）である国道367号及び京都環状線北大路通りに面しており、都市計画上の近隣商業地域に立地している。当該店舗敷地内には、バスターミナル等の交通施設、文化施設、スポーツ施設等の附属施設が設置されている。

周辺地域の状況は、北側に今宮通りを隔てて住宅及び店舗併用住宅、事務所併用住宅が、東側には、道路を隔てて住宅、病院、事務所ビル、集合住宅が、西側は道路を隔てて住宅、店舗併用住宅、事務所ビル等の商業施設が立地している。なお西側及び北側については道路を隔てて第1種低層住居専用地域となっている。また、南側は北大路通りを隔てて店舗、教会、事務所等が立地している。

なお、今回の変更は、契約駐車場の契約解除によるものであり、当該駐車場との契約は平成16年12月20日付けで解消されている。したがって、駐車場の自動車の出入口の数の減及び位置の変更、収容台数の減、来客が駐車場を利用することの出来る時間帯の変更についてはすでに実施されている。

また、届出のうち駐車場の位置の変更については、法第6条第4項のただし書きによる軽微認定を行っている。

2 説明会の状況

今回の変更が、利用頻度の極めて低い契約駐車場の減による軽微な変更であることから、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき説明会開催不要認定を行ったため、説明会に代わり当該商業施設において届出内容の概要を4箇月間掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した結果、入庫処理能力の低下及び駐車場の総収容台数は減少するものの、契約解除となった駐車場は、利用頻度の低い隔地駐車場であったこと、また直営駐車場の利用状況等から勘案すると、路上における入庫待ち渋滞や収容台数の不足が生ずる恐れはないと判断する。変更については、平成16年12月21日から既に実施されており、現状の交通状況等から、周辺地域の生活環境へ与える影響は、少ないと判断される。

なお、当該商業施設は、公共交通機関の整備された地域に立地していることから、引き続き公共交通機関利用促進に取り組むことが望まれる。